

第 10 期
吹田市分別収集計画

令和 4 年（2022 年）7 月

吹田市

吹田市分別収集計画

令和4年7月
(2022年)

1 計画策定の意義

本市は、豊かな人的・社会的資源を活かし、市民・事業者・行政の三者協働により、3Rを前提としつつ、大量生産・大量消費・大量廃棄による様々な環境問題を解決し、限られた資源を最大限活用する循環型社会・低炭素社会の構築を目指しているところである。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、容器包装廃棄物の減量や最終処分地の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用を図るため、市民・事業者・行政の三者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

2 基本的方向

- (1) ごみの発生抑制を優先する社会への転換
- (2) 多くの市民が参加しやすいリサイクルシステムの構築
- (3) 排出者責任の確立と事業系ごみの減量促進

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年（2023年）4月を始期とする5年間とし、3年ごとに見直すものとする。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトルを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：トン）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
スチール製容器	335	337	339	341	343
アルミ製容器	521	524	528	531	534
無色のガラス製容器	1,205	1,213	1,220	1,227	1,234
茶色のガラス製容器	586	589	593	596	600
その他のガラス製容器	1,053	1,059	1,066	1,072	1,079
紙パック	386	389	391	393	396
段ボール	5,557	5,590	5,623	5,657	5,691
その他紙製容器包装	3,688	3,710	3,733	3,755	3,778
ペットボトル	1,463	1,472	1,480	1,489	1,498
プラスチック製容器包装	12,440	12,515	12,590	12,665	12,741
(プラ製容器包装の内数) 白色トレイ	291	293	294	296	298
合計	27,234	27,397	27,562	27,727	27,894

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施にあたっては、市民・事業者・行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

(1) ごみの発生抑制を優先する社会への転換

ア プラスチックごみ削減への取組

ワンウェイプラスチック容器であるペットボトルの利用削減を目的に給水スポットを地域に広げ、マイボトルの利用を図るとともに、レジ袋削減の為にマイバッグを推進し、プラスチックごみの排出抑制に取り組めます。

イ 繰り返し使える製品や詰替え製品、ワンウェイ製品の代替品の普及

マイバッグ・マイカップ・マイボトルの推進、イベント等においてリユース食器を使用するよう指導や情報提供を行います。また、行政自身も使い捨てになるワンウェイ製品の利用を低減させます。

ウ 三者協働による発生抑制型社会の構築

吹田市ごみ減量再資源化推進会議において、市民・事業者・行政が一体となり、食品ロスやプラスチックごみ削減をはじめとしたごみ減量の取組を議論し、展開します。

エ マイバッグ持参率の維持

レジ袋有料化の義務化により高まったマイバッグの持参率を維持します。

オ キャンペーン活動等における市民へのPR活動の充実

北摂地域でのキャンペーン活動やホームページ等において、市民へ広くPRします。

(2) 多くの市民が参加しやすいリサイクルシステムの構築

ア ペットボトルの拠点回収の促進

本市及び容器包装類の販売店が設置しているペットボトル回収拠点の利用を促進します。

イ トレイ等の店頭回収の利用促進

トレイや牛乳パック等の資源物の店頭回収の利用を促進します。

ウ 吹田市廃棄物減量推進員の活動の充実

吹田市廃棄物減量推進員と連携し、地域へごみの分別排出ルールを浸透させます。

(3) 排出者責任の確立と事業系ごみの減量促進

ア 市内大学における廃棄物減量の促進

これまでの連携を活かして、使い捨てコンタクト空ケース回収等、プラスチックごみ削減やフードドライブへの協力による食品ロスの削減等、ごみ減量の取組を促進します。また、学園祭におけるエコステーションの設置を推進します。

イ 事業系ごみの減量及びリサイクルの指導

分別方法やリサイクルの方法を記載したチラシ等を活用し、事業系ごみの減量及びリサイクルするよう指導します。

ウ 市職員へのごみ分別・減量の推進

庁内で発生する古紙等の分別及びリサイクルを徹底します。また、庁内における除草ごみ、剪定枝等のリサイクルの状況を調査し、行政から排出される廃棄物の減量・リサイクルを推進します。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

収集に係る分別の区分は、現行の収集体制の分別の区分を活用して行う。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	空かん
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	空びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	牛乳パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	雑誌類（その他紙類を含む）
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：トン）

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	301		303		305		307		309	
主としてアルミ製の容器	506		509		512		515		518	
無色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	1,138		1,144		1,151		1,158		1,165	
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量
	0	1,138	0	1,144	0	1,151	0	1,158	0	1,165
茶色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	545		548		551		554		558	
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量
	0	545	0	548	0	551	0	554	0	558
その他のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	645		649		653		657		660	
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量
	368	277	370	279	372	281	374	283	376	284
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	3		3		3		3		3	
主として段ボール製の容器	4,619		4,647		4,675		4,702		4,730	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	363		365		367		369		371	
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量
	0	363	0	365	0	367	0	369	0	371
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	232		234		235		236		238	
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量
	232	0	234	0	235	0	236	0	238	0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	0		0		0		0		0	
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量
うち白色トレイ	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	0		0		0		0		0	
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定めるものの量の見込み

$$= \text{吹田市一般廃棄物処理基本計画の各年度の搬入推計量} \times \text{搬入量に対する各容器包装の潜在量比率（直近5年間の潜在量比率より算出）} + \text{集団回収推計量（直近5年間の実績より算出）}$$

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、自治会等の市民団体による再生資源集団回収及び小売店による独自回収については、引き続き拡充を図る。

分別収集する容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬方法	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	空きかん	市による定期収集	市、民間業者
	アルミ製容器		市による定期収集 集団回収	
ガラス	無色のガラス製容器	空きびん	市による定期収集 集団回収	市、民間業者
	茶色のガラス製容器			
	その他の色のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	牛乳パック	市による定期収集	市、民間業者
	段ボール	段ボール	市による定期収集 集団回収	市、民間業者
	その他の紙製容器包装	雑誌類	市による定期収集 集団回収	市、民間業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による拠点回収	市、民間業者

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集の用に供する施設は、現行の収集体制を活用し破砕選別工場等とする。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る分別 の区分	収集容器	収集車	中間 処理
スチール製容器	空かん	プラスチック コンテナ	プレスパッカー車	破 砕 選 別 工 場 等
アルミ製容器				
無色のガラス製容 器	空びん	プラスチック コンテナ	ダンプ	
茶色のガラス製容 器				
その他の色のガラ ス製容器				
飲料用紙製容器	牛乳パック	紐で縛る	ダンプ	
段ボール	段ボール	紐で縛る	ダンプ	
その他の紙製容器 包装	雑誌類	紙袋		
ペットボトル	ペットボトル	袋	ダンプ	

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) 容器包装廃棄物の分別排出が適正に行われるよう、廃棄物減量等推進員との協働による啓発活動を実施する。
- (2) 再生資源集団回収実施団体の拡充を図る。
- (3) 事業者による容器包装廃棄物の自主回収と再生利用（リサイクル）を促進する。